

令和4年11月29日

福島市議会議長 真田 広志 様

議会改革検討会 座長 黒沢 仁

青年層や女性の議会への参加促進のための取り組みについて(答申)

令和4年6月13日付で議長より諮問された「青年層や女性の議会への参加促進のための取り組み」について、当議会改革検討会におきまして下記のとおり取りまとめましたので、答申いたします。

記

1 答申事項

青年層や女性の議会への参加促進のための取り組み（案）

2 答申内容

- (1) 青年層の議会への参画、若者の主権者意識の醸成を図るため、青年層が興味・関心を持っていると思われるテーマを設定し、大学生等を対象に意見交換会を実施し、併せて、議会報告会の一環として、市政や議会への理解を深めるため、議会全体の活動内容の説明を行うべきである。
なお、現在行っている議会報告会・意見交換会での取り組みとし、開催すべきである。
- (2) 女性が議会へ関心を持ち、政治分野への参画を促すきっかけとなるよう、市当局と連携するなどし、多様な女性の視点を踏まえ、テーマを定めた女性対象の意見交換会や女性議会等を開催すべきである。
- (3) 上記の取り組みを実施するために必要な規則、要綱等の整備については以下のとおりである。
 - ①大学生や女性を対象を限定した議会報告会を開催するため、「広く市民等の参加者を募集するため、福島市議会ホームページ等により周知する」と規定されている福島市議会議会報告会実施要綱第7条（報告会の開催の告知）中「広く市民等の参加者を募集するため、」の部分を削除する。
 - ②大学生や女性を対象を限定した議会報告会を開催するため、「報告会での配布資料は、各班とも共通資料とする。」と規定されている福島市議会議会報告会実施要綱第9条（報告会の資料）中「各班とも共通の資料とする。ただし」を「共通の資料の他、対象を限定し開催する場合や」と改める。
 - ③議会報告会の班でテーマを限定した意見交換会を開催するため、「市政全般に渡る課題について、市民から意見を聴取する必要があると認めるとき」と規定されている福島市議会意見交換会実施要綱第2条（意見交換会の開催）（2）中「市政全般に渡る課題について、」の部分を削除する。